# 官庁報告

## 法　務

### 公証人任免

旭川地方法務局所属公証人柳澤守男は願により公証人を免ぜられた。（六月三十日）（法務省）

## 公　聴　会

### 一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

次のように告示する。

平成二十一年七月八日

東北経済産業局長　根井　寿規

一　件名　十和田ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十一年七月三十日　午後二時から

三　場所　十和田商工会議所　五階大会議室（青森県十和田市西二番町四番十一号）

四　事案の要旨

1　熱量変更終了による一般ガス供給約款の変更（熱量変更終了による原料種変更に伴う総原価見直しによる料金改定。）

2　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びに十和田ガス株式会社（青森県十和田市大字赤沼字下平五七七）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話番号がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「十和田ガス（一般ガス）関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十一年七月十五日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「十和田ガス（一般ガス）関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十一年七月十五日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

**様式**

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

十和田ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

| |
|---|
| |

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

# 資　料

## ―閣議決定等事項―

（内閣官房）

七月六日（月）

○一般案件

一、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に資する資産の移転等の防止措置について（了解）（外務・財務・経済産業省）

# 公　告

## 諸　事　項

### 信託兼営金融機関営業保証金取戻し公告

信託兼営金融機関営業保証金規則（平成16年内閣府・法務省令第４号）第13条第２項の規定により、次のように公示する。

1．供託者の住所氏名　東京都千代田区大手町１丁目１番２号りそな信託銀行株式会社（承継会社　大阪府大阪市中央区備後町２丁目２番１号　株式会社りそな銀行）

2．代表者の氏名　代表取締役社長　岩田　直樹

3．取戻しをしようとする営業保証金の額　25,000,000円

4．上記の者の営業保証金につき、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年３月11日法律第43号）第２条において準用する信託業法（平成16年12月３日法律第154号）第11条第６項の権利を有する者は、平成22年１月８日までに信託兼営金融機関営業保証金規則様式第５による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁監督局銀行第一課に提出されたい。

5．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年７月８日

金融庁長官　佐藤　隆文

### 工場財団

東京都千代田区神田美土代町７番地**西部石油株式会社**の工場財団に山口県山陽小野田市大字西沖字西沖５番西部石油株式会社山口製油所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年７月８日

山口地方法務局宇部支局

山口県宇部市大字際波1440番地**新光産業株式会社**の工場財団に山口県宇部市大字際波字平原1643番地１新光産業株式会社新光製作所、山口県宇部市大字沖宇部字沖ノ山5265番地２新光産業株式会社宇部新光製鋼所及び山口県宇部市大字際波字新開九ノ割1465番地新光産業株式会社建設事業部鉄構工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年７月８日

山口地方法務局宇部支局

### 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成21年６月25日に戒告処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成21年７月８日

松山地方法務局長　松尾　一雄

記

氏名　孝橋雅太郎

所属する司法書士会　愛媛県司法書士会

登録番号　愛媛第484号

事務所の所在地　愛媛県松山市山越５丁目14番28号

違反行為　２以上の事務所設置等

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年７月８日

中国地方整備局長　藤田　武彦